

## むつ市「使用済燃料税」の概要

税 目	使用済燃料税（法定外普通税）	徴 収 方 法	申告納付
課 税 客 体	中間貯蔵施設における使用済燃料の保管		
課 税 標 準	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量		
納 税 義 務 者	使用済燃料貯蔵事業者 （特定納税義務者：リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS））		
税 率	1キログラムにつき620円		
収 入 見 込 額	（平年度）7,440千円		
課 税 を 行 う 期	条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる		
そ の 他	<p>特定納税義務者（RFS）は、むつ市議会の意見聴取に対して、納税をはじめとする様々な社会制度の中での応分の負担を通じて、地元の事業者としての責務を果たしていくとしながらも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親会社である東京電力及び日本原電からの使用済燃料の具体的な搬入計画が示されておらず、当社の収支計画が策定できていないため、新税が経営に与える影響が見極められない</li> <li>・ 県の動向（青森県においても同様に課税されるか）が見極められないこと</li> <li>・ 条例の施行により長期にわたり税負担する可能性が高いことから、慎重に議論を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>などの意見を表明している。</p>		

## 特定納税義務者の見解とそれに対する市の見解

### ○ 課税に対する特定納税義務者の考え

「令和2年10月28日には「(令和2年注)3月16日にむつ市議会へ提出した意見書に記載した4点について判断できる状況となりましたら、新税を通じて、しっかりと地元事業者としての責務を果たすこと(略)」の旨、(略)むつ市当局へお伝えしてきており、(略)」(R4.3.16意見書)

注:総務省加筆

### ○ 特定納税義務者が意見書において指摘する3項目<sup>(注)</sup>に対する見解

(注) 上記「課税に対する特定納税義務者の考え」には4点とあるが、使用済燃料の受入れに対する課税についてむつ市が条例を見直したため、以下意見書では3項目を確認したいとしている。

	特定納税義務者の見解(R4.3.16意見書)	市の見解(R4.3.26協議書)
担 税 力	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力及び日本原電から示される具体的な搬入計画等をもとに作成する確度の高い収支計画等をベースにして、慎重に議論を進めていく必要がある。</li> <li>現時点で上記二社から搬入計画などが示されていないことから、収支計画等を策定することができおらず、新税が経営に与える影響を見極めることができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RFSは使用済燃料中間貯蔵事業の実施に伴い発生する総費用の負担を受けることについて、親会社と役務契約を締結しており、本税の実質的な負担者は親会社である。</li> <li>親会社である東京電力及び日本原電の売上高に対する本税負担は著しく過重とは言えず、仮に電気料金に転嫁されたとしても、年0.3円程度の負担増であり、住民負担も著しく過重とは言えない。</li> </ul>
財 政 需 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの協議で、一定の進捗が図られているが、担税力の議論と合わせて、確認が必要であり、まだ議論が継続していると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RFSからの財政需要全98項目の質問事項に回答するとともに、それぞれの当該事業による起因性及び本税で負担されるべき割合に関する考え方を同社の考え方に合わせて整理を図っている。</li> <li>事業によって本税で負担されるべき割合には濃淡あるが、負担する割合がゼロになる事業はないという共通理解を深められており、これ以上の議論の継続は必要ない。</li> </ul>
県 の 動 向	<ul style="list-style-type: none"> <li>見極められない状況が続いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県に対しては機会ある毎に課税表明の意思を確認するとともに、必要な報告や情報提供を行い、協議を行う環境を整えてきたが反応がない状態。</li> <li>元々の論点としては、複数自治体からの課税によって担税力を上回る事態を回避しなくてはならないということであったが、過重負担となる場合は総務大臣同意が得られないため、担税力を上回る事態は起こりえない。</li> </ul>

※ 総務大臣協議後、特定納税義務者及び市に対して、質疑のやりとりを行い、上記見解を確認。